

## 時効中断効の付与に関する意見(要旨)

### (時効中断効を付与することの是非に関する意見)

A D Rへの申立てを促進するために、時効中断効を付与することは極めて有意義である。  
時効を中断するために係争中の事案を訴訟へ切り替えさせるケースもあるなど、中断効のないことがA D R機関を利用しにくくさせる要因となっているため、時効中断効を付与すべきである。  
紛争発生からA D Rへの申立てまでに時間が経っている場合や、解決に時間がかかる場合が多いため、時効中断効を付与すべき。  
短期消滅時効にかかる債権や、継続的に成立する取引においては、手続中に時効となる可能性が高いため、時効中断効が必要。  
時効中断効を付与することで、意図的な交渉の引き延ばしを避ける効果があると思われる。  
被害発生直後に相談に訪れる場合などが多いため、これまで時効が問題となったケースはなく、付与の必要性を感じない。  
約款で時効について規定しているため、問題とならない。  
最終的には、時効に関する事項は当事者間で対処すべき問題である。  
法的な権利関係への効力まで認めることは、柔軟な解決手法というA D Rの特性を損ないかねない。  
相手方に一定の範囲で時効の利益の放棄を求める等の工夫も考えられる。

### (時効中断効を付与する場合の条件等に関する意見)

A D Rでの合意内容に一定の法的拘束力を持たせるのであれば、付与してもよい。  
申立方式、相手方への告知制度等の手続保障や、常設の機関であること、法律家が関与している等の要件を満たす機関に限定して付与すべき。  
恣意的な運用や悪用がなされないよう注意する必要がある。  
A D Rでの解決に要する標準的な期日を上限として付与してもよい。  
アドホックな調停・あっせんについても配慮が必要。  
時効中断効の発生時期等をどう捉えるかが課題。A D Rへの申立てを受理した時をもって手続の開始とみなし、時効が中断すると考えるのではどうか。